## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 28 年 4 月 15 日

世田谷区

#### 1 業務概要

#### (1)件名

第5期世田谷区障害福祉計画策定支援業務委託

### (2)目的

世田谷区障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく計画であり、障害福祉サービスの提供体制の確保等を定めるものである。

障害福祉計画は3か年計画であり、現行の第4期計画が平成29年度までで終了する。厚生 労働省は平成26年5月に「第4期障害福祉計画にかかる基本指針」の見直しを行い、PDCAサイクルの導入を新たに求めると共に、障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握に努めるよう定めるとともに、同年6月、「障害福祉計画策定に実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル(改訂版)」を策定した。障害者総合支援法の施行後3年を経て、社会情勢の大きな変化を反映した改正案が現国会で審議されており、法案成立の暁には平成30年4月1日付けで施行される。今日の障害者福祉の考え方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら、策定を進めていくこととなる。

第4期世田谷区障害福祉計画と同時に策定された「せたがやノーマライゼーションプラン」(障害者基本法第11条に基づく世田谷区障害者計画)」についても、第5期障害福祉計画の策定にあわせ、適宜見直しを行うこととなっている。また、すでに策定された「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」「世田谷区新実施計画」「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」と内容の整合性等を図る必要もある。そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、及び国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携わる事業者を募集する。

### (3)業務内容

第5期障害福祉計画(平成30年度から平成32年度まで)に関する次の内容とする。

障害者施策推進協議会(以下、協議会という)および庁内検討会議の運営支援

《学識経験者(協議会委員)によるアドバイザー会議》

3回程度開催予定(平成28年6月、8月、平成29年1月開催予定)

《庁内検討会議》

策定委員会および作業部会で6回程度開催予定

計画「計画の中間評価と検討」の作成

その他「計画」検討に係る支援

第5期障害福祉計画策定に関する実態調査(以下、実態調査という)の実施、分析、報告書および概要版の作成

- <調査対象者>
- ) 障害者(児)
- 区内に住所を有する、身体障害者・知的障害者・精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難 病患者(計3,000人)
  - )サービス提供事業者・施設
- 区内の障害福祉サービス事業者及び障害者施設、介護保険サービスで訪問介護を提供している区内 事業者及び区内施設を有する法人、区内に住所を有する障害者にサービスを提供している区外 入所施設(計200事業者)
  - <調査方法>

### 質問紙郵送調査方式

<調査時期>

平成28年10月中旬から11月上旬を予定(年1回)

- < 主な業務内容 >
  - )調査項目及び構成の提案
  - )調査票の作成
  - )回答の入力・集計
  - ) 集計結果に関する資料の作成
  - ) 実態調査の分析
  - )報告書および報告書概要版の作成
- (4)履行期間(予定)

平成28年6月17日(金)から平成29年3月31日(金)まで

- (5)作業スケジュール(予定)
  - 6月 障害者児実態調査 調査票の検討・作成
  - 6月27日(火)学識経験者(協議会委員)による検討会
  - 7月 7日(木)障害者施策推進協議会
  - 8月 学識経験者(協議会委員)による検討会
  - 9月 調査票確定
  - 10月~11月 障害者児実態調査 調査票配布・回収
  - 1 1 月 障害者施策推進協議会

実態調査 集計

1月 学識経験者(協議会委員)による検討会

庁内作業部会、検討委員会

実態調査 速報

2月 障害者施策推進協議会

報告書内容確定

3月 庁内作業部会、検討委員会

実態調査報告書 完成

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2)世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- 3 提案書を特定するための選定方法
- (1)選定委員会

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置する。

(2)選考方法

選定委員会にて、提案書の内容および、参加表明者によるプレゼンテーションとヒアリングについて、評価基準により評価を行う。

(3)決定

選考の結果を踏まえて、選定委員会が最も優秀と認められる事業者を決定する。

- 4 提案書を特定するための評価基準
- (1) 本業務を行うために必要な障害者福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 実施体制(配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等)
- (3)本件に類似する事業の実績
- (4)企画提案内容の的確性
- (5)見積もり金額の妥当性
- (6)プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性
- 5 手続き等
- (1)担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号

世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課 計画担当

(世田谷区役所第2庁舎1階、5番窓口)

電話:03-5432-2424 ファクシミリ:03-5432-3021

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

期間:平成28年4月15日(金)から平成28年5月2日(月)まで

場所:世田谷区ホームページでの閲覧

方法:区ホームページからのダウンロードによる

(3)参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限:平成28年5月2日(月)午後4時まで必着

場所:上記(1)担当部課に同じ

方法:持参、または郵送(締切日必着。郵送は書留郵便に限る。)

(4)提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限:平成28年5月26日(木)午後4時まで必着

場所:上記(1)担当部課に同じ

方法:持参に限る

# 6 その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金 免除
- (3)契約書作成の要否 要
- (4)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約に より締結する予定の有無 有
- (5)関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)担当部課に同じ。
- (6)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7)詳細は説明書による。